明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕
○個人向け国債の発行等に関する省令第四条第六項第二号に規定する中途換金に係る個人向け国債の買入消却に関する件（財務三六三）　一
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責関係　四
特殊法人等
住宅型式性能認定、日本弁護士連合会懲戒の処分関係　三五
地方公共団体
行旅死亡人関係　三六
会社その他
会社決算公告　三七

告示

○財務省告示第三百六十三号

個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四年財務省令第六十八号）第四条第六項第二号に規定する中途換金に係る個人向け国債を買入消却したので、その国債の名称等を別表のとおり告示する。

平成二十六年十二月二日

財務大臣　麻生　太郎

（別表）

国債の名称	記号	額面金額の総額	買入価額の総額
個人向け利付国庫債券（固定・三年）	第十八回	六千二百一万円	六千百九十二万千七十円
〃	第十九回	二億千七百十九万円	二億千六百八十七万八千五百三十六円
〃	第二十回	二億八十六万円	二億五十八万七千九百六十円
〃	第二十一回	九千六十一万円	九千四十八万六十二円
〃	第二十二回	一億二千四百五万円	一億二千三百九十三万千四百六円
〃	第二十三回	二億九千八百四十七万円	二億九千八百十三万七千九十四円
〃	第二十四回	九千四百三十万円	九千四百二十二万四千八百八十円
〃	第二十五回	三億五千二百八十八万円	三億五千二百六十八万三千二百四十二円
〃	第二十六回	二億四千二百五十一万円	二億四千二百三十七万四千七百九十八円
〃	第二十七回	一億二千五百七十四万円	一億二千五百六十六万九千九百四円
〃	第二十八回	一億二千三十万円	一億二千二十三万二千九百四十円
〃	第二十九回	二億二千五百万円	二億二千四百八十七万四千五百六十円
〃	第三十回	一億二千三百七十一万円	一億二千三百六十四万千二十二円
〃	第三十一回	一億九千二百八十四万円	一億九千二百七十三万二千四百八十六円
〃	第三十二回	一億四千七百七十三万円	一億四千七百六十四万七千六百三十二円
〃	第三十三回	九千百五十二万円	九千百四十八万三千五百六十二円